

## 1 軽油引取税の免税制度

軽油を引き取る（購入する）際には、1リットルにつき32.1円の軽油引取税が課税されます。ただし、法令に規定された、特定の事業者が特定の用途に使用するための軽油の引き取りについては、軽油引取税が免除され、この軽油引取税が免除された軽油のことを「免税軽油」といいます。

なお、免税制度については、石油化学製品の原料となる軽油に対する免税措置を除き、令和9年3月31日までの時限的な措置となります。

## 2 免税の用途等（令和6年4月1日現在）

免税軽油を使用するためには、「免税軽油使用者」になり、「免税証」の交付申請を受けなければなりません。

「免税軽油使用者」として認定されるためには、申請を行う方の「事業内容」並びに軽油を使用する機械の「種類」、「使用用途」及び「使用場所」が法令に規定された要件を満たしてなければなりません。

免税軽油を使用できる対象者及び用途については以下の表のとおりです。

※免税対象となる事業者や用途であっても、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている機械及び車両、また道路走行若しくは道路上での作業に対しては、免税軽油を使用できません。

※下表の対象となる事業者や用途において「専ら」の規定があるものについては、以下（1）（2）の要件があり、それぞれ8割以上を占めることにより、免税軽油使用者証への登録が可能になります。なお、免税軽油が使用できるのは対象用途部分に限定されます。

（1）とび・土工工事業及び木材加工業：事業全体に占める対象事業の割合

（2）機械：対象用途への使用割合

上記以外にも、対象となる方、用途、機械等については細かく規定されていますので、詳しくは県税・総務事務所にお問い合わせください。

### 【免税の用途一覧】

対象となる事業者（使用者）	対象となる用途等
1 石油化学製品を製造する事業を営む者	①エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤を製造するための原料（ノルマルパラフィンにあたっては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る）の用途 ②ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途
2 船舶の使用者 一定のレクリエーション（業として行うものを除く。）の用に供する船舶（いわゆる「プレジャーボート」）については、令和7年3月31日まで可	船舶の動力源の用途
3 自衛隊又はオーストラリア軍隊の使用 する機械を管理する者	自衛隊又はオーストラリア軍隊の使用 する通信の用に供する機械、自動車（公道を走行しないもの）その他これらに類する機械等の電源又は動力源の用途
4 鉄道事業又は軌道事業を営む者	鉄道又は軌道用車両等の動力源の用途
5 農業を営む者	農業の用に供する機械で次に掲げるものの動力源の用途（動力耕うん機、その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械など）
6 農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるもの）のすべての委託を受けて農作業を行う者	

7 農地の造成又は改良を主たる業務とする者	農地造成等の用に供する機械の動力源の用途
8 林業を営む者	林業及び素材生産業の用に供する機械で次に掲げるものの動力源の用途
9 素材生産業を営む者（前年度の素材の生産量が1,000 m <sup>3</sup> 以上ある者（委託されて行う者も含む。））	・製材機、集材機、積込機及び可動式チップ製造機
10 セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者	事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
11 生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業所外において自ら運搬するものを除く。）	事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
12 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者	さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
13 とび、土工工事業で総務省令で定める事業を営む者（建設業法第3条の規定によるとび・土工工事業者の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行う者）	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
14 鉱さいバラス製造業を営む者（中小事業者等（下記※参照）のみ）	事業所内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用するブルドーザーその他これに類する機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
15 港湾運送業を営む者	港湾内において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
16 倉庫業を営む者（倉庫業法第3条の規定による登録を受けている者）	倉庫内において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
17 鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅（専用側線のために設けられたものを除く）の構内において、専ら鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積込み、若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

<p>18 航空運送サービス業を営む者（飛行場において航空機への旅客乗降用施設の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業）</p>	<p>一定の公共の飛行場において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車、その他これらに類する作業用機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>19 廃棄物処理事業を営む者 （産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、中小事業者等（下記※参照）のみ。ただし、一般廃棄物処分業との兼業などにより、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）と一般廃棄物を同じ機械で処分する場合は例外あり。）</p>	<p>廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>20 木材加工業を営む者 （以下の業を専ら営む者。一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業）</p>	<p>事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>21 木材市場業を営む者 （木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつその売買が原則として競り売り又は入札の方法によって行われるもの）</p>	
<p>22 堆肥製造業を営む者 （堆肥取締法の規定により届出がされた事業所内で行われるパーク堆肥製造業）</p>	<p>事業場内において専ら堆肥製造工程において使用する機械（自動車登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p>
<p>23 索道事業を営む者 （鉄道事業法の規定による許可を受けて索道事業を営む者）</p>	<p>専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えたグレンデ整備車や圧雪車などの機械（雪上車、ブルドーザー、バックホー及び自動車登録を受けているものを除く。）又は、雪を製造するための装置を備えた降雪機などの機械（投雪機及び自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>

※「中小事業者等」に該当する者は以下のいずれかに該当する個人又は法人をいいます。  
（鉱さいバラス製造業及び廃棄物処理事業関係）

- ① 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人
- ② 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人  
（「発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人により所有されている法人」又は「発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が複数の大規模法人により所有されている法人」は除く。）
- ③ 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- ④ グループ通算制度を利用されている法人については、グループ内全ての法人が中小企業である必要があります。